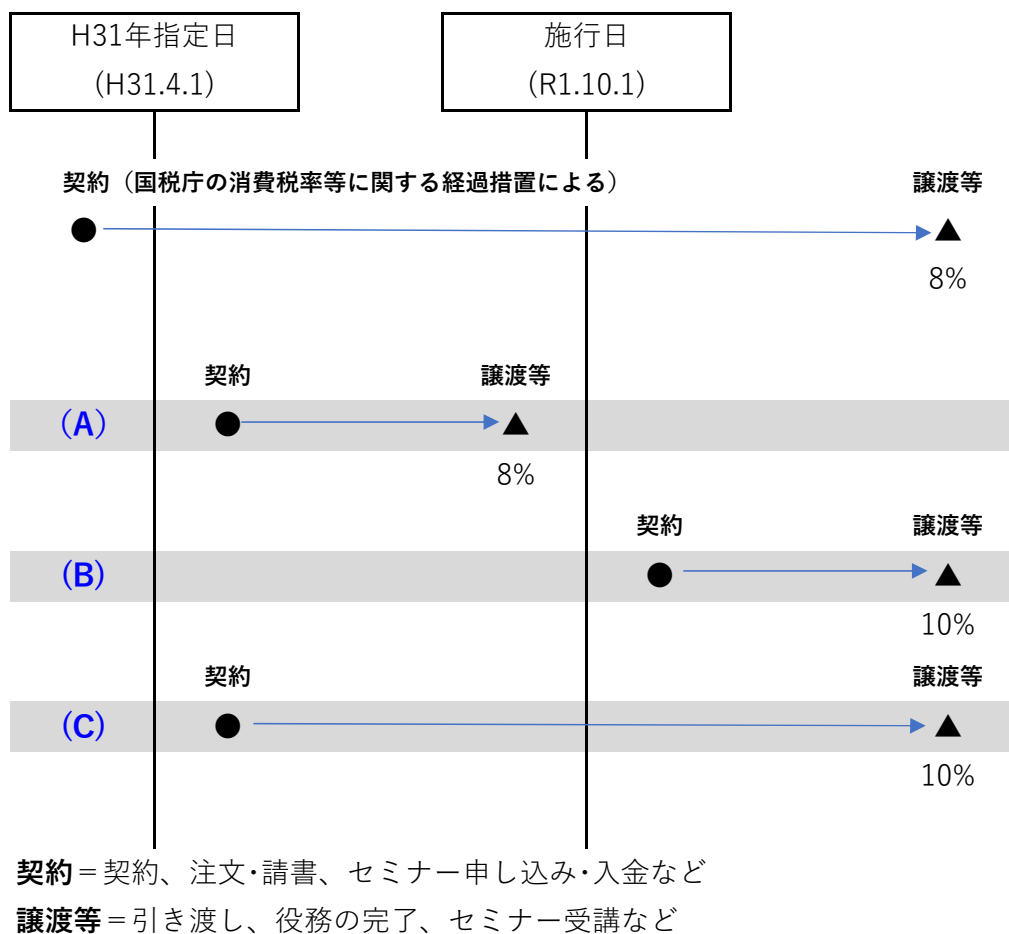


○10月1日に消費税引き上げが予定されています。センターでは以下の対応とさせていただきますので、ご了承下さいますよう、お願い申し上げます。

○消費税率引き上げに伴う適用関係について



*なお、(C)のパターンで、先にご入金いただいている料金等で消費税差額の2%が不足しているお客様には、追加で2%の消費税をご請求させていただきます。